

行政のデジタル化について (追加資料)

5. 次世代型行政サービスの早期実現

5-2 国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化

○国・地方を通じた各分野の業務プロセス・情報システムの標準化・共有化と、すべての自治体における標準化されたデジタルインフラの整備を国が主導していく。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化	<p>7 国の主導的な支援の下での情報システム等の標準化を実施</p> <p>ITに係る地方自治体への補助金の効率化を図るとともに、財源を含めた国の主導的な支援の下で情報システムやデータの標準化を推進する観点から、IT予算の一元化を契機に、内閣官房が中心となり関係府省庁が連携して、地方自治体のデジタル化の取組を後押しするための政策に関する検討を進める。</p>	<p>内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省は、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している以下の地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務について、業務プロセス・情報システムの標準化に向け市町村の業務プロセスや情報システムのカスタマイズ状況等についての調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当（内閣府） ・選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税（総務省） ・就学（文部科学省） ・国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当（厚生労働省） ・子ども・子育て支援（内閣府・厚生労働省） <p>上記の作業を踏まえ、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）の徹底を前提に業務プロセス・情報システムの標準化を進める。</p> <p>特に、地方税、介護保険、国民健康保険、障害者福祉、就学業務については、速やかに地方自治体の状況等を踏まえた課題を整理し、業務プロセス・情報システムの標準化により効果が見込める場合には、地方自治体関係者やベンダー等を含めた研究会を組織し標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業に着手する。</p>	<p>内閣府・総務省・厚生労働省は、情報システムの標準化に向けた調査に基づき地方自治体の状況等を踏まえた課題を整理し、情報システム標準化による効果が見込める場合には、地方自治体関係者やベンダー等を含めた研究会を組織し標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業を進める。</p>	<p>内閣府・総務省・厚生労働省は、情報システム標準化による効果が見込める業務について、標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業を進める。</p>	<p>○対象業務に対して、実際に標準仕様を作成された業務の割合 【標準仕様について、全体の40%に当たる業務が2021年度末までに、90%に当たる業務が2022年度末までに完成していること】</p>	<p>○標準仕様を作成された業務における当該標準仕様を利用された情報システムを利用する地方自治体の割合</p>

新経済・財政再生計画改革工程表2019 <続き>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化	<p>このほか、各省は以下の事項に取り組む。</p> <p>(1) 住民記録（総務省） すでに検討に着手している住民記録システムについては、夏頃までに地方自治体関係者などと、標準的な機能や様式等を盛り込んだ標準仕様書を作成する。住民記録システムが他の基幹系システムの基礎となるため、普及策や他システムとの連携方策も検討する。</p> <p>(2) 地方税（総務省） 地方税に係るシステムに関して、納税者からの電子納税を可能とする地方税共通納税システムについては、対象税目を地方法人二税等から更に拡大するため、2019年度の課題整理に基づき、地方自治体などとともに取組を進める。市町村の基幹税務システムについては、夏以降住民記録システムの成果も反映し標準仕様書の作成を進める。</p> <p>(3) 社会保障（厚生労働省） 国民健康保険に係る業務支援システムは、標準システムの導入意義や効果を広く周知するとともに機能改善を図って効果をより高めるほか、導入後の課題を把握し、効率的な業務プロセスやシステム設計に見直すことにより、導入自治体を広げるための改善策を検討する。 介護保険、障害者福祉に係る業務支援システムは、「地方自治体業務プロセス・システム標準化等に関する関係府省庁連絡会議（仮称）」の方針を踏まえ、速やかに自治体における業務プロセスやシステム整備の実態を把握し、標準化・共有化に向けた検討体制を構築する。その後、住民記録システムの成果を反映し、1年以内に標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業を進める。 児童扶養手当、生活保護に係る業務支援システムについても、速やかに自治体における業務プロセスやシステム整備の実態を把握し、標準化・共有化に向けた検討体制を構築する。</p> <p>(4) 教育（文部科学省） 就学に係る学齢簿作成、就学援助認定等のシステムは、速やかに自治体の業務プロセスやシステム整備の実態を把握し、標準化・共有化に向けた検討体制を構築する。その後、住民記録システムの成果を反映し、1年以内に標準仕様書を作成する。</p>					

新経済・財政再生計画改革工程表2019 <続き>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化		<p>内閣官房は、内閣府・総務省の協力を得て、関係府省庁の検討の支援や府省庁横断的な事項の処理を行う。</p> <p>内閣官房及び関係府省庁は、地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化に関する政府全体の方針調整及び進捗管理を行うため、早期に「地方自治体業務プロセス・システム標準化等に関する関係府省庁連絡会議（仮称）」を組織・運営する。</p> <p>内閣官房及び関係府省庁は、それぞれの事務の業務プロセス・情報システム標準化の検討状況について地方自治体への適時適切な情報提供を行う。</p> <p>国が主導して情報システムの標準化を進めるため、総務省は、地方制度調査会における地方自治制度との関係を含めた議論などを踏まえ、関係府省庁と連携して、法制上の措置も視野に、必要な検討を行う。</p> <p>《内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、総務省、関係府省庁》</p>	<p>内閣官房は、内閣府・総務省の協力を得て、関係府省庁の検討の支援や府省庁横断的な事項の処理を行う。</p>	<p>内閣官房は、内閣府・総務省の協力を得て、関係府省庁の検討の支援や府省庁横断的な事項の処理を行う。</p>		

自治体の情報システムの他自治体・他システム・住民等とのインタフェース

- 自治体職員や住民が自治体の情報システムにアクセスする場合、データ連携の観点からはシステムのインタフェースは重要であり、既にある程度の標準化が進んでいる（①～④）。
- 一方で、インタフェース以外のシステム内部の機能については、同種のシステムであっても自治体独自のカスタマイズによって機能にばらつきがあり、重複投資等の問題が生じているため、システム内部の機能についても標準化を進める必要がある（⑤）。

<住民記録システムと他自治体・他システム・住民等とのインタフェース>

①自治体間インタフェース
⇒住基ネットを用いた情報連携は、既に規格が統一されている。

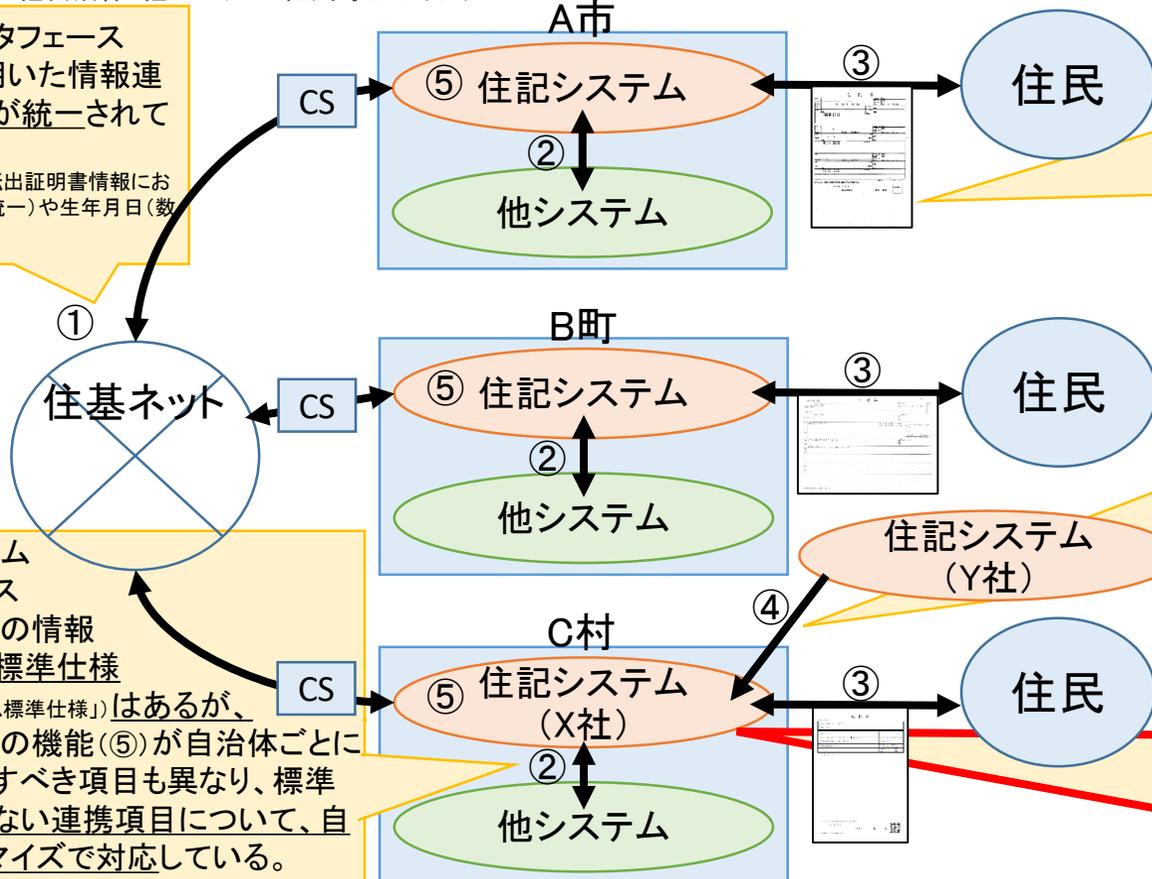
例：広域交付住民票や転出証明書情報における氏名（文字コードを統一）や生年月日（数字9桁で統一）等

②他分野のシステムとのインタフェース
⇒業務システム間の情報連携を可能とする標準仕様

（「地域情報プラットフォーム標準仕様」はあるが、住民記録システムの機能⑤が自治体ごとに異なるため、連携すべき項目も異なり、標準仕様でカバーできない連携項目について、自治体ごとにカスタマイズで対応している。

カスタマイズの例：

・DV等支援措置対象者の管理をシステムで行うかどうかは自治体ごとに取扱いが異なり、管理をシステムで行う場合に、その情報を住民記録システムと福祉関係のシステムで連携させるカスタマイズ。



③住民と住民記録システム間のインタフェース（証明書等の様式・帳票）
⇒必須項目は決まっているが、任意項目やレイアウトが定まっていないため、カスタマイズの要因となっている。

例：住民票の写しにおける「改製年月日」や転出証明書における「異動事由」は任意項目であり、自治体ごとに様式への記載の有無や項目名が異なっている。また、レイアウトも異なっている。

④システム更改に伴うデータ移行
⇒システム更改の際に異なるベンダ間でのデータ移行を円滑にするためのデータの標準仕様（「中間標準レイアウト仕様」）はあるが、住民記録システムの機能⑤が自治体ごとに異なるため、標準仕様ではカバーできないデータ項目がある。

例：「異動履歴」については、自治体ごとに管理がまちまちであるため、中間標準レイアウト仕様のデータ項目に含まれていない。

⑤住記システム内部の機能やデータ
⇒エラー表示や情報管理の方法など、自治体によって機能・データが異なっており、カスタマイズの要因となり、広域クラウド化・共同クラウド化の妨げや重複投資の原因となっている。

カスタマイズの例：

・メモ書きを世帯単位でなく個人単位で行えるようにするカスタマイズ。
・DV等支援措置の対象者に関する情報を処理する際には、注意喚起のメッセージを表示するカスタマイズ。

※CS（コミュニケーションサーバ）：各市町村の住記システムと住基ネットの橋渡しをするためのサーバ。

情報システムのカスタマイズと住民サービスとの関係

- 総務省の研究会において、介護システムのカスタマイズについて一部の指定都市・中核市等の介護事務担当・情報担当の協力を得て調査したところ、介護サービスの内容に関わるカスタマイズはほとんどなく、エラーチェック等の機能追加や、国保連ごとに異なる様式に対応するための文言・体裁の修正や他システムとの連携のためのカスタマイズが多かった。

介護システムにおけるカスタマイズの例

※総務省「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会報告書」（令和元年5月）資料11を元に作成

① 処理件数が多いことによる機能の追加

- パッケージでは仮徴収の算定は年度毎で処理するため4月以降でないと処理できないが、外部委託しているが件数が多いこと及び普通徴収の仮算定の結果と同時に通知を行いたいため、前年度の3月に仮徴収額変更の処理が行えるようにカスタマイズを実施。
- 小規模多機能型居宅介護保険を登録する時、条件によりエラーチェックできるようにカスタマイズを実施。

② 文言・体裁の修正

- 国保連ごとに様式が異なるため、主治医意見書作成料請求明細書を県版書式で出力できるようカスタマイズを実施。

③ 他のシステムとの連携

- 障害福祉システムへ介護の利用者負担額、高額サービス費支給額を連携するため、カスタマイズを実施。

④ 担当課の事務範囲の違い

- パッケージでは滞納管理については、滞納管理システムで対応する想定としているが、当市では徴収が困難な案件以外については、介護担当課で対応するため、介護システムに滞納管理機能を追加するカスタマイズを実施。

⑤ 統計業務への活用

- 給付用の統計資料として、地区別や年齢別集計表等を作成するカスタマイズを実施。

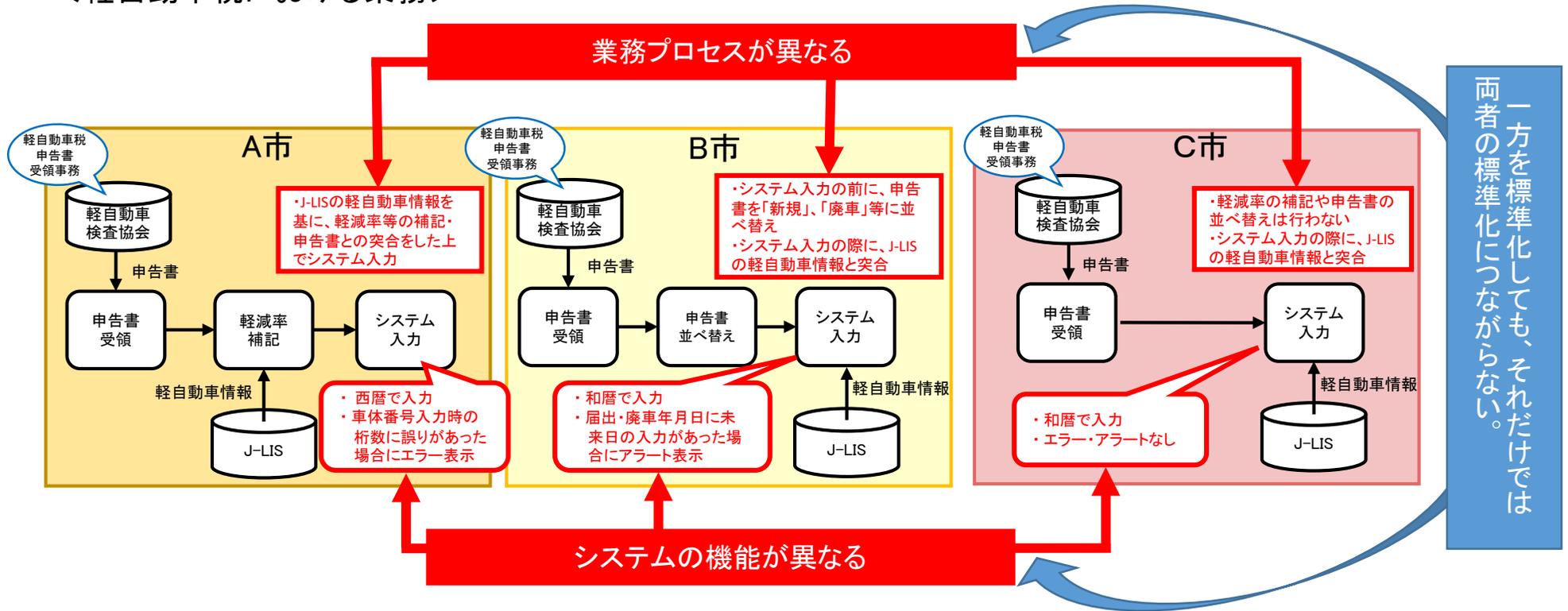
⑥ 外部への情報提供

- 医師会等に意見書の認定結果を送付するため、認定二次判定結果の一覧を新規作成するカスタマイズを実施。
- 福祉用具受領委任一覧表や住宅改修受領委任一覧表を新規作成し、事業者へ送付するためにカスタマイズを実施。

業務プロセス、情報システム及び業務内容の関係

- 効率的な業務プロセスを構築するには、情報システムの標準化を通じた、システム処理を行うための業務プロセスの標準化と、システム処理以外の業務プロセスの標準化の、両方を行う必要がある。
- また、業務プロセスと情報システムが標準化されても、業務内容が統一される訳ではない。

＜軽自動車税における業務＞



業務プロセスや情報システムが標準化されても、これらとは関係なく、軽自動車税の税率について、各自治体は地方税法の範囲内で標準税率を超えた税率を設定可能

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

第四百六十三条の十五 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の標準税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一～三 略

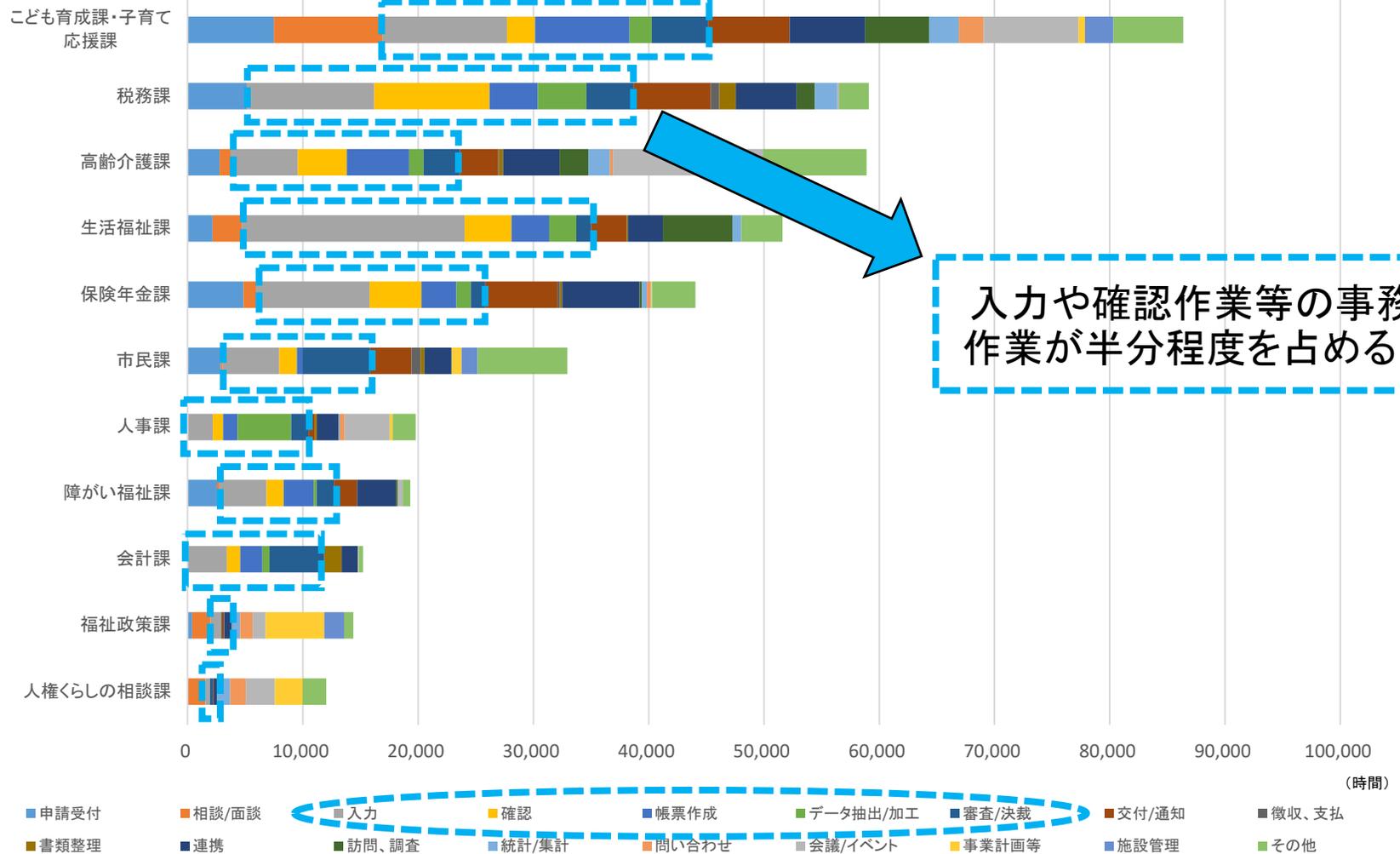
2 市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で種別割を課する場合には、同項各号の税率に、それぞれ一・五を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

市区町村における事務分類ごとの業務量

○ 大阪府泉大津市（人口約7万、正職員計284名、嘱託員等計106名、合計390名）の各課の個々の作業を、事務分類ごとの業務量で確認した結果、現状は入力や確認作業等の事務作業が半分程度と多く、一方で相談、審査、訪問、事業計画などは2割弱であった。

<課別 事務分類ごとの業務量の割合>

※総務省「平成30年度業務改革モデルプロジェクト」（泉大津市）の取組を元に作成



システム標準化についての関係企業・団体からの意見

- 総務省の研究会において、「業務プロセス・システムの標準化」に関する議論や資料等について、関係企業・団体に意見を照会したところ、以下のような意見があった。
- とりわけ、システムベンダの業界団体からは、協調領域として、既存の業務プロセス・システムに係る部分は縮小しつつ、競争領域として、自治体の創意工夫によるAI・RPAを活用した行政サービスを促進すべきといった意見が出された。

システム標準化の進め方・枠組について関係企業・団体から出された意見(抄)

※総務省「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会報告書」（令和元年5月）資料20を元に作成

- システム分野を協調領域と競争領域で切り分ける方針で臨み、協調領域である、既存の業務プロセス・システムに係る領域は縮小していかざるを得ないことを明確に打ち出す一方、標準化による弊害を回避するために、競争領域として、自治体の創意工夫によるAI・ロボティクスを活用した行政サービスを促進することに留意する。
- 制度に由来するものの業務プロセスの標準化を行うより、現場ニーズ由来の標準化を行うことが効果的と考えます。
- 国等が標準を示し、市区町村がシステムを調達する方法等により進めるのが望ましいと考える。
- 標準型のアプローチを行う際は、国主導で強制力をもった標準化が必要であると考えます。
- 長期的に実現すべき姿と全国的なサービスとして基幹システムのアプリケーションが提供される場合、隣接する既存の全国的なシステムとの関係についても、どのような姿を目指すか検討するべきではないか。
- データの項目等の標準化にベンダの知見を活用することに際しては、過去の取り組みの例を見ればベンダとしても少なくない工数がかかるところ、効果がより大きく期待できる範囲、または政策的に先立って取り組む範囲など何らかの優先的な範囲を設けて取り組むことが効果的か。
- セキュリティを考慮(地方公共団体情報セキュリティポリシーガイドラインの準拠)した上でハードウェア等のIaaSの活用、もしくはプラットフォームの共同利用をまず実施するという手順があっても良いのではでないか。

韓国における電子政府法

- 韓国では、これまで、累次の法律の制定を通じて、日本と同様に、地方分権が推進されてきた。
- 同国では、地方分権の取組を進める一方で、2017年に全面改正された電子政府法では、標準化や人材開発等について規定が定められている。

(参考) 韓国における地方分権の歴史

- 1999年 中央行政権限の地方移譲推進等に関する法律制定、地方移譲推進委員会発足
 - 2003年 政府革新地方分権委員会発足
 - 2004年 地方分権特別法制定
 - 2008年 地方分権特別法全部改正、地方分権に関する特別法に名称変更、地方分権推進委員会発足
 - 2010年 地方行政体制改編に関する特別法制定
 - 2011年 地方行政体制改編推進委員会発足
 - 2013年 地方分権と地方行政体制改編に関する特別法制定（地方分権に関する特別法、地方行政改編に関する特別法は廃止）
- 地方自治発展委員会発足（地方分権推進委員会と地方行政体制改編推進委員会の統合）

(参考) 韓国における電子政府法（2017.10.24全面改正）（抄）

第2条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 「電子政府」とは、情報技術を活用して行政機関及び公共機関（以下「行政機関等」という。）の業務を電子化し、行政機関等相互間の行政業務及び国民に対する行政業務を効率的に実行する政府をいう。
2. 「行政機関」とは、国会、裁判所、憲法裁判所、中央選挙管理委員会の行政事務を処理する機関、中央行政機関（大統領所属機関と国務総理所属機関を含む。以下同じ。）及びその所属機関並びに地方自治体をいう。
3. (略)
4. 「中央事務管掌機関」とは、国会所属機関にあっては国会事務局、裁判所所属機関にあっては裁判所行政局、憲法裁判所所属機関にあっては憲法裁判所事務局、中央選挙管理委員会所属機関にあっては中央選挙管理委員会事務局、中央行政機関及びその所属機関並びに地方自治体にあっては行政安全部をいう。
5. ～15. (略)

第50条（標準化）

中央事務管掌機関の長は、国会規則、大法院規則、憲法裁判所規則、中央選挙管理委員会規則及び大統領令で定めることにより、電子文書、行政コード及び行政機関等で共通に使用される業務用コンピュータなどの標準化のために必要な措置をとることができる。

第52条（情報通信網の構築）

- ①中央事務管掌機関の長は、行政安全部長官と協議し、行政機関等を統合又は連携する情報通信網の構築と運営に関する方策を講じなければならない。
- ②行政機関等の長は、情報通信網を構築及び運営する際には、情報通信網の効率的な運営と多様な行政情報の円滑な流通のため、他の行政機関等の情報通信網と連携できるよう設計及び運営しなければならない。
- ③行政安全部長官は、行政機関等が情報通信網を最小の費用で利用できるよう、必要な情報通信サービスの利用制度を策定及び実施しなければならない。

第53条（情報化人材開発計画の策定等）

- ①中央事務管掌機関の長は、職員の情報化能力の向上と情報資源の効率的な管理等を図るため、情報化人材開発計画と専門人材の養成、資格制度等に関する施策を策定及び推進することができる。
- ②中央行政機関及び地方自治体の長は、前項の情報化人材開発計画に基づき、独自の推進計画を策定し実施しなければならない。
- ③第1項及び前項に規定する事項のほか、情報化人材の開発等に必要事項は、国会規則、大法院規則、憲法裁判所規則、中央選挙管理委員会規則及び大統領令で定める。

(出典：一般財団法人 自治体国際化協会「韓国の地方自治－2015年改訂版－」)

- 今後、2040年頃にかけて、人口減少と高齢化が全国的に進行することが見込まれる中で、各市町村の行政サービス提供の持続可能性を高めるために、施設・インフラ、情報システムなどの資源を地方公共団体間で共同活用する取組が重要ではないか。
- こうした取組は、最近の地方制度調査会で、人口減少・少子高齢化社会において、核となる都市と近隣自治体が相互に役割分担を行い連携・協力するプラットフォームと位置付けられてきた定住自立圏、連携中枢都市圏における取組のほか、例えば、中心市が存在せず、人口規模や経済規模が同等程度の市町村が隣接する地域や、三大都市圏における取組としても重要ではないか。また、核となる都市から相当距離がある等の理由から市町村間の広域連携では課題の解決が難しい場合には、市町村の求めに応じて、都道府県が一定の役割を果たすことが求められるのではないか。
- 特に、生産年齢人口の減少に伴い、官民ともに人手不足が全国的に深刻化するとともに、住民ニーズが高度化・多様化・複雑化する中で、技術職員（土木・建築・農業・林業）、保健師、ICT人材等の専門人材を十分に確保することが困難になってきており、市町村においては、厳しい人材獲得競争の中で専門人材を単独で採用することが一層困難になるのではないか。こうした状況を踏まえると、専門人材を地方公共団体間で共同活用する必要性が高まっているのではないか。
- 地域に必要な専門人材を確保する上で、とりわけ、小規模市町村における技術職員を確保する上で、定住自立圏・連携中枢都市圏の中心市等の一定の規模・能力を有する市が役割を果たすことが考えられるのではないか。また、地域におけるこうした人材・職員の確保の困難性によっては、市町村の求めに応じて、都道府県が積極的な役割を果たすことが求められるのではないか。

- 資源の共同活用のための手法としては、地方自治法の事務の共同処理や私法上の委託契約の活用による自治体間での経営資源の共同活用のほか、共同での公共私連携、地方独立行政法人の共同設立・共同活用など、複数の自治体による共同での外部資源の活用を含めて、多様な手法が活用可能であり、様々な事例がある。地域の実情に応じて最も適した手法を活用して、資源の共同活用を進めていくことが必要ではないか。
- また、専門人材の確保についても、現行法制下で、費用負担、指揮命令権の有無、組織そのものを共同活用の対象にするかどうかに応じて、多様な手法が活用可能。地域の実情に応じて最も適した手法を活用して、専門人材の共同活用を進めていくことが必要ではないか。
- 専門人材等の資源の共同活用に当たっては、安定性や継続性の確保が課題になるのではないか。また、議会の関与が必ずしも担保されない中で、他の地方公共団体と資源共同活用を前提とした事務処理体制が構築されることについて住民自治の観点からどう考えるか。こうした点については、例えば、特に地方自治法の事務の共同処理の手法ではない場合に、変更・廃止には双方の合意・議会の議決を要し、紛争解決の手続がビルトインされている連携協約を活用する取組などが参考になるか。